

○金融庁告示第 号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件（令和三年金融庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの) 第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(次条において「府令」という。)第三条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる理由とする。 一 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で取引情報収集契約を締結することを予定している場合において、当該取引情報収集契約を締結していないこと。 二 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないこと。 (非清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの) 第三条 府令第七条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる理由とする。	(清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの) 第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(次条において「府令」という。)第三条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。 一 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合であつて、当該契約を締結していないとき。 二 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。 (非清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの) 第三条 府令第七条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で取引情報収集契約を締結することを予定している場合において、当該取引情報収集契約を締結していないこと。 二 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し非清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないこと。 附 則 (適用時期) 1 「略」 (この告示の失効) 2 この告示は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。	一 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合であつて、当該契約を締結していないとき。 二 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。 附 則 (適用時期) 1 「同上」 (この告示の失効) 2 この告示は、令和四年十月三十一日限り、その効力を失う。
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。